

公職選挙法による選挙事務規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 5月31日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

#### 鳥取県選挙管理委員会規則第4号

公職選挙法による選挙事務規程の一部を改正する規則

公職選挙法による選挙事務規程（昭和31年鳥取県選挙管理委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（選挙長等の選任）</p> <p>第40条 第10条の規定は、次に掲げる者の選任について、準用する。</p> <p>（1） <u>選挙長又は選挙分会長</u></p> <p>（2） <u>前号に掲げる者に事故があり、又はこれらの者が欠けた場合においてその職務を代理すべき者</u></p> <p>（3） <u>前2号に掲げる者ととも事故があり、又はこれらの者がともに欠けた場合において臨時に第1号に掲げる者の職務を管掌すべき者</u></p> <p>（選挙長又は選挙分会長が行う告示）</p> <p>第41条 県の委員会が選任した選挙長又は選挙分会長が行う告示は、県の委員会の告示の方法に準じて行うものとする。ただし、急を要するときは、その事務を行う場所の公衆の見えやすい場所に掲示してこれに代えることができる。</p>	<p>（選挙長の選任）</p> <p>第40条 第10条の規定は、<u>選挙長及び選挙長に事故があるとき若しくは選挙長が欠けた場合においてその職務を代理すべき者又はこれらの者がともに事故があり若しくは欠けた場合臨時に選挙長の職務を管掌する者の選任について、準用する。</u></p> <p>（選挙長が行う告示）</p> <p>第41条 県の委員会が選任した選挙長が行う告示は、県の委員会の告示の方法に準じて行うものとする。</p>

附 則

この規則は、平成23年6月1日から施行する。